

○戸田市都市まちづくり推進条例施行規則

平成19年9月28日

規則第26号

改正 平成28年3月30日規則第14号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 地区まちづくりの推進（第2条—第17条）

第3章 テーマ型まちづくりの推進（第18条—第21条）

第4章 まちづくり活動の支援（第22条—第25条）

第5章 戸田市都市まちづくり推進会議（第26条—第32条）

第6章 雜則（第33条—第37条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、戸田市都市まちづくり推進条例（平成19年条例第18号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 地区まちづくりの推進

(地区まちづくり活動組織の登録)

第2条 条例第7条第1項の規定による地区まちづくり活動組織の登録（以下「まちづくり組織登録」という。）をしようとする地区住民等（以下この条において「申請者」という。）は、地区まちづくり活動組織登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 会則（会則のない場合は要しない。）
- (2) 構成員名簿
- (3) 活動対象区域図
- (4) 活動計画書
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 条例第7条第1項の市長が定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 特定のものの利益を図り、又は損害を加えることを活動の目的とするものでないこと。

(2) 宗教の教義を広めること又は政治上の主義主張を行うことを目的とするものでないこと。

(3) 組織の参加の自由並びに会合及び協議内容の公開性が保障されていること。

(4) その他地区まちづくりの推進において不適切と認められる活動を行うものでないこと。

4 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合は、登録の可否を決定し、地区まちづくり活動組織登録決定・不決定通知書（第2号様式）により申請者に通知し、登録を決定したときは、地区まちづくり活動組織簿に登録するものとする。

5 まちづくり組織登録の有効期間は、前項の規定による登録の日から、その日の属する年度を含め3年目の年度の末日までとする。ただし、特に市長が認めた場合は、有効期間を延長することができる。

（地区まちづくり活動組織登録の変更）

第3条 地区まちづくり活動組織は、前条第1項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、地区まちづくり活動組織登録変更届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、地区まちづくり活動組織の変更について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち変更が生じたもの」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の届出書の提出を受けた場合は、登録変更の可否を決定し、地区まちづくり活動組織登録変更可否決定通知書（第4号様式）により当該団体に通知するものとする。

（地区まちづくり活動組織の登録の取消し）

第4条 市長は、地区まちづくり活動組織に登録されている組織で、その活動内容が著しく地区まちづくりに反する場合は、その登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消す場合には、当該地区まちづくり活動組織に対し、地区まちづくり活動組織登録取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（地区まちづくり推進団体の認定）

第5条 条例第8条第1項の規定による地区まちづくり推進団体の認定（以下

「推進団体認定」という。) を受けようとする地区まちづくり活動組織(以下この条において「申請団体」という。)は、地区まちづくり推進団体認定申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 会則
- (2) 構成員等名簿
- (3) まちづくり活動対象区域図
- (4) 活動計画書
- (5) 活動実績書(地区まちづくり活動組織の実績書)
- (6) 条例第8条第1項第2号に該当することを示す書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合は、認定の可否を決定し、地区まちづくり推進団体認定・不認定通知書(第7号様式)により申請団体に通知するものとする。

(地区まちづくり推進団体の認定変更)

第6条 地区まちづくり推進団体は、前条第1項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、地区まちづくり推進団体認定変更届出書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、地区まちづくり推進団体の認定変更について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち変更が生じたもの」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の届出書の提出を受けた場合は、認定変更の可否を決定し、地区まちづくり推進団体認定変更可否決定通知書(第9号様式)により当該団体に通知するものとする。

4 市長は、前項の認定変更を行うに当たっては、推進会議の意見を聞くものとする。ただし、軽微な変更と認めるものについてはこの限りでない。

(まちづくり検討地区の要件)

第7条 まちづくり検討地区は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 地区住民等が5人以上であること。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。
- (2) 地区の規模は、原則として1街区以上でかつ5千平方メートル以上の一団の区域であること。ただし、道路等による路線的なつながりを持つ一団

の区域である場合は、1街区でなくてもまちづくり検討地区とすることができる。

(まちづくり検討地区の認定)

第8条 まちづくり検討地区の認定を受けようとする地区まちづくり推進団体（以下この条において「申請団体」という。）は、まちづくり検討地区認定申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 位置図
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合は、認定の可否を決定し、まちづくり検討地区認定・不認定通知書（第11号様式）により申請団体に通知するものとする。

(まちづくり検討地区の認定変更)

第9条 地区まちづくり推進団体は、前条第1項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、まちづくり検討地区認定変更届出書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、地区まちづくり検討地区の認定変更について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち変更が生じたもの」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の届出書の提出を受けた場合は、認定変更の可否を決定し、まちづくり検討地区認定変更可否決定通知書（第13号様式）により当該団体に通知するものとする。

4 市長は、前項の認定変更を行うに当たっては、推進会議の意見を聞くものとする。ただし、軽微な変更と認めるものについてはこの限りでない。

(地区まちづくり構想の認定)

第10条 地区まちづくり構想の認定を受けようとする地区まちづくり推進団体（以下この条において「申請団体」という。）は、地区まちづくり構想認定申請書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 構想案
- (2) 構想対象区域図

(3) 地区住民等への地区まちづくり構想策定に関する情報の公表及び周知の状況を示す書類

(4) 活動実績書

(5) その他市長が必要と認める書類

3 条例第10条第1項第3号の市長が定める要件は、次のとおりとする。

(1) 特定のものの利益を図り、又はこれに損害を加えるものでないこと。

(2) 対象となる地区及びその内容が当該地区のまちづくり検討地区及び活動計画に整合していること。

(3) その他特に市長が定める事由に該当すること。

4 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合は、条例第15条の規定による縦覧等を行い、認定の可否を決定し、地区まちづくり構想認定・不認定通知書（第15号様式）により申請団体に通知するものとする。

（地区まちづくり構想の認定変更等）

第11条 地区まちづくり構想の認定を受けた地区まちづくり推進団体は、前条第1項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、地区まちづくり構想認定変更届出書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、地区まちづくり構想の認定変更について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち変更が生じたもの」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の届出書の提出を受けた場合は、条例第15条第4項の規定による縦覧等を行い、認定変更の可否を決定し、地区まちづくり構想認定変更可否決定通知書（第17号様式）により当該団体に通知するものとする。

4 市長は、第1項の認定変更を行うに当たっては、推進会議の意見を聴くものとする。ただし、軽微な変更と認めるものについてはこの限りでない。

（地区まちづくり協定の認定）

第12条 条例第11条第1項の規定による地区まちづくり協定の認定を受けるとする地区まちづくり推進団体（以下この条において「申請団体」という。）は、地区まちづくり協定認定申請書（第18号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 地区まちづくり協定案

- (2) まちづくり協定対象区域図
- (3) 運用計画書
- (4) 活動実績書
- (5) 地区住民等への地区まちづくり協定策定に関する情報の公表状況を示す書類
- (6) 条例第11条第1項第1号に該当することを示す書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 条例第11条第1項第2号の市長が定める要件は次のとおりとする。

- (1) 特定のものの利益を図り、又はこれに損害を加えるものでないこと。
- (2) 対象となる地区及びその内容が当該地区のまちづくり検討地区及び活動計画に整合していること。
- (3) 建築等に関する制限が合理的と認められる限度において定められること。
- (4) 申請団体において、その協定を守るための措置を主体的に講ずができる内容であること。

4 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合は、条例第15条の規定による縦覧等を行い、認定の可否を決定し、地区まちづくり協定認定・不認定通知書（第19号様式）により申請団体に通知するものとする。

（地区まちづくり協定の認定変更等）

第13条 地区まちづくり協定の認定を受けた地区まちづくり推進団体は、前条第1項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、地区まちづくり協定認定変更届出書（第20号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、地区まちづくり協定の認定変更について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち変更が生じたもの」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の届出書の提出を受けた場合は、条例第15条第4項の規定による縦覧等を行い、認定変更の可否を決定し、地区まちづくり協定認定変更可否決定通知書（第21号様式）により当該団体に通知するものとする。

4 市長は、第1項の認定変更を行うに当たっては、推進会議の意見を聴くものとする。ただし、軽微な変更と認めるものについてはこの限りでない。

（建築等の行為）

第14条 条例第12条第1項の規則で定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 法第4条第12項の開発行為その他の土地の区画形質の変更
- (2) 工作物（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築物（以下「建築物」という。）を除く。）の建設
- (3) 建築物等の用途の変更
- (4) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更
- (5) その他地区まちづくり協定の内容に係る行為
(地区まちづくり協定対象地区の建築等の届出等)

第15条 市長は、条例第26条第1項の公表に合わせて、条例第12条第1項の規定による届出（以下「建築等届出」という。）を要する地区まちづくり協定に係る建築等の行為（次に掲げる行為を除く。）の範囲を定め、これを公表するものとする。

- (1) 通常の管理行為又は軽易な行為と認められる行為
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

2 建築等届出は、地区まちづくり協定区域内における建築行為等届出書（第22号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 建築計画の概要その他建築等が地区まちづくり協定に適合していることを確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 建築等届出は、当該建築行為等に係る法令（条例及び規則を含む。）に基づく確認、認定若しくは許可の申請をしようとする日又は当該建築等の行為に着手しようとする日のうち最も早い日の30日前までに行うものとする。
ただし、当該建築等が地区まちづくり協定に適合すると市長が認めた場合は、この限りでない。

（地区まちづくり構想案等の告示事項）

第16条 条例第15条第1項の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 地区まちづくり構想案又は地区まちづくり協定案の名称、区域及び内容
- (2) 縦覧期間
- (3) 縦覧時間
- (4) 縦覧場所

(地区まちづくり構想及び地区まちづくり協定の軽微な変更)

第17条 条例第15条第4項で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 構想及び協定の名称変更

(2) 構想及び協定の位置、区域又は面積の変更であって、構想及び協定に及ぼす影響が極めて少ないと市長が認めるもの

(3) その他市長が前2号の変更と同程度であると認める変更

第3章 テーマ型まちづくりの推進

(テーマ型まちづくり活動組織等の登録)

第18条 テーマ型組織等の登録をしようとする市民(以下この条において「申請者」という。)は、テーマ型まちづくり活動組織等登録申請書(第23号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 会則(グループの場合は要しない。)

(2) 構成員名簿

(3) 活動内容書(ニュース等)

(4) 活動計画書

(5) その他市長が必要と認める書類

3 条例第17条第1項の市長が定める要件は、次のとおりとする。

(1) 特定のものの利益を図り、又は損害を加えることを活動の目的とするものでないこと。

(2) 宗教の教義を広めること又は政治上の主義主張を行うことを目的とするものでないこと。

(3) 組織の参加の自由並びに会合及び協議内容の公開性が保障されていること。

(4) その他テーマ型まちづくりの推進において不適切と認められる活動を行うものでないこと。

4 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合は、登録の可否を決定し、テーマ型まちづくり活動組織等登録決定・不決定通知書(第24号様式)により申請者に通知し、登録を決定したときは、テーマ型まちづくり活動等登録組織簿に登録するものとする。

(テーマ型まちづくり活動組織等登録の変更)

第19条 テーマ型組織等は、前条第1項の申請書に記載した事項に変更が生

じたときは、速やかに、テーマ型まちづくり活動組織等登録変更届出書（第25号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、テーマ型組織等の変更について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類のうち変更が生じたもの」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、第1項の届出書の提出を受けた場合は、登録変更の可否を決定し、テーマ型まちづくり活動組織等登録変更可否決定通知書（第26号様式）により当該団体に通知するものとする。
(テーマ型まちづくり活動組織等の登録の取消し)

第20条 市長は、テーマ型まちづくり活動組織等登録簿に登録されている組織等で、その活動内容等が、著しくテーマ型まちづくりに反する場合は、その登録を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消す場合には、当該テーマ型組織等に対しテーマ型まちづくり活動組織等登録取消通知書（第27号様式）により通知するものとする。

(活動実績報告書)

第21条 条例第18条の規定による報告については、活動実績報告書（第28号様式）に、次に掲げる書類を添付して、支援を受けた日の年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 活動の内容、成果等を示す書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

第4章 まちづくり活動の支援

(まちづくり初動期における支援と手続等)

第22条 条例第20条第1項の規定による初動期のまちづくり支援を受けようとする地区まちづくり活動組織は、まちづくり初動期（地区）支援要請書（第29号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の要請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 活動内容書（ニュース等）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項の支援を受けようとする地区まちづくり活動組織は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。
 - (1) 地区まちづくり組織の区域が明確であること。

(2) 地区まちづくりに係る区域が一定の広がりを持った一団の区域であること。

(3) 地区住民等が5人以上であること。

(4) 活動の内容が戸田市都市マスタープラン等に整合していること。

(5) 活動の公開性が保障されていること。

(6) その他市長が必要と認める要件

4 条例第20条第2項の規定による初動期のまちづくり支援を受けようとするテーマ型組織等は、まちづくり初動期（テーマ型）支援要請書（第30号様式）を市長に提出しなければならない。

5 前項の要請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 活動内容書（ニュース等）

(2) その他市長が必要と認める書類

6 第4項のテーマ型組織等は、次に掲げる要件を満たしていなければならぬ。

(1) 活動の範囲が市内を中心としていること。

(2) 団体（組織等）の構成員が3人以上の市民により構成されていること。

(3) 市民の自発的参加の機会が保障されていること。

(4) 活動の内容が戸田市都市マスタープランに整合していること。

(5) 活動の公開性が保障されていること。

7 市長は、第1項及び第4項の規定によるまちづくり初動期（地区）支援要請書及びまちづくり初動期（テーマ型）支援要請書が提出された場合は、地区まちづくり活動組織及びテーマ型組織等に対し、それぞれのまちづくり活動に関し、情報の提供、まちづくり相談、講師派遣等の支援を行うことができる。

（地区まちづくり推進団体への支援の手続等）

第23条 条例第21条の規定による地区まちづくり活動の支援を受けようとする地区まちづくり推進団体は、地区まちづくり活動支援要請書（第31号様式）を市長へ提出しなければならない。

2 前項の要請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 活動内容書（ニュース等）

(2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の支援を受けようとする地区まちづくり推進団体は、次に掲げる要

件を満たし、かつ、第8条で規定するところにより、まちづくり検討地区の認定が行われていなければならない。

- (1) 地区まちづくり推進団体の活動区域が明確であること。
- (2) 地区まちづくり推進団体の活動に係る区域は一定の広がりを持った一団の区域であること。
- (3) 地区住民等が5人以上であること。
- (4) 活動の内容が戸田市都市マスタープラン等に整合していること。
- (5) 活動の公開性が保障されていること。
- (6) その他市長が特に必要と認める要件

4 市長は、第1項の要請書が提出された場合は、地区まちづくり推進団体に対して、地区まちづくりに関し、情報の提供、まちづくり専門家派遣その他地区まちづくり活動に関し必要な支援を行うことができる。

5 市長は、前項の地区まちづくり推進団体に対し、予算の範囲内で活動費の助成その他必要な支援を行うことができる。

6 第4項及び前項の規定による地区まちづくり推進団体への支援については、第5条第3項の規定による認定の日から、その日の属する年度を含め3年目の年度の末日までとする。ただし、特に市長が認めた場合には、有効期間を延長することができる。

（地区計画等の活用支援の手続等）

第24条 地区まちづくり推進団体が、条例第22条の規定による地区まちづくり活動の支援を継続して受けようとするときは、地区まちづくり活動支援継続要請書（第32号様式）を市長へ提出しなければならない。

2 前項の要請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 会則
- (2) 構成員名簿
- (3) 地区まちづくり区域図
- (4) 活動内容書（ニュース等）
- (5) 活動計画書
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の要請書が提出された場合は、地区まちづくり推進団体に対して、前条第4項及び第5項の支援を行うことができる。

（地区施設等への支援対象等）

第25条 市長は、条例第23条の支援については、事業支援のほか、その基本計画の作成等も含み予算の範囲内で支援を行うことができる。

2 市長は、前項の事業支援を行う場合には、該当する地区の地区まちづくり推進団体と十分な協議を行い、その地区施設等の整備に掛かる費用負担、整備後の維持管理等について、必要がある場合には、協定を結ぶことができる。

第5章 戸田市都市まちづくり推進会議

(推進会議の組織)

第26条 条例第25条の推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 3人以内
- (2) 市内関係団体の代表 3人以内
- (3) 学識経験者 4人以内

(委員の任期)

第27条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第28条 推進会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第29条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、推進会議の招集は市長が行う。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 推進会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第30条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その

職を退いた後も同様とする。

(幹事)

第31条 推進会議に幹事2人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、推進会議の所掌事務について委員を補佐するものとする。

(庶務)

第32条 推進会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

第6章 雜則

(変更の公表)

第33条 市長は、第6条第3項の規定による地区まちづくり推進団体の認定変更、第9条第3項の規定によるまちづくり検討地区の認定変更、第11条第3項の規定による地区まちづくり構想の認定変更又は第13条第3項の規定による地区まちづくり協定の認定変更をしたときは、速やかに、その旨を公表するものとする。

(公表の方法等)

第34条 条例第26条第3項の公表の方法等は、ホームページへの掲載、都市整備部都市計画課における閲覧その他広く市民等に周知する方法により行うものとする。

2 前項の公表の方法は、前条の規定による認定変更の公表について準用する。

(勧告の手続等)

第35条 市長は、条例第27条の規定による勧告（以下「勧告」という。）

を行うときは、勧告書（第33号様式）によるものとする。

2 建築等事業者又は地区まちづくり推進団体等は、勧告を受けたときは、勧告回答書（第34号様式）を市長が指定する日までに回答しなければならない。

(勧告の公表方法等)

第36条 条例第28条の規定による公表は、市の広報及びホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第28条の規則に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第12条第1項に該当する建築等事業者の氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

- (2) 前号の建築等事業者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）
- (3) 効果の内容及び正当な理由なく当該効果に従わなかった旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(その他)

第37条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。